

埼玉県 ZEH 宿泊体験事業 協力事業者募集要領

埼玉県（以下「県」といいます。）では、令和5年3月に改正した「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」に基づき、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及拡大に向け、様々な取組を実施しています。

このたび、Zero Energy House（以下、「ZEH」といいます。）の良さを広く周知し、住宅の省エネルギー化等の促進を図るため、ハウスメーカー・工務店等と連携し、「埼玉県ZEH宿泊体験事業」（以下、「本事業」といいます。）を実施します。

については、本事業の協力事業者を募集します。

1 事業の概要

本事業は、県内で住宅の購入や改修を検討している方を対象に、ZEHの宿泊体験を実施するとともに、アンケート等により体験等事例を取りまとめ、ZEHの良さを県民に広く情報発信するものです。県内にあるZEH基準相当の外皮性能を持つモデルハウス等の宿泊体験施設（以下「宿泊体験施設」といいます。）により、本事業の実施協力が可能なハウスメーカー・工務店等を募集します。

事業の名称	埼玉県ZEH宿泊体験事業
事業期間	協定締結日から協力事業者と県の合意する期間
申込期間	随時

施設の条件	<p>以下の（1）～（2）のいずれかに該当すること。</p> <p>（1） 外皮性能が断熱等性能等級5以上であること</p> <p>（2） 上記に相当すると県が認めたもの</p>
体験者の条件	<p>以下の（1）～（4）のすべてに該当する者であること。</p> <p>（1） 県内で住宅の新規購入及び建て替え・リフォームを検討していること</p> <p>（2） 宿泊体験者が未成年者のみで構成されていないこと</p> <p>（3） 県が実施するアンケートに協力の上、匿名での公開に同意すること</p> <p>（4） 宿泊体験当日、申込者本人を確認できる運転免許証などを提示すること</p>
県が実施すること	<p>○県ホームページや広報物における本事業の広報</p> <p>（1）宿泊体験施設の紹介や申し込み先等を掲載</p> <p>（2）ZEH宿泊体験事例やZEHのメリット等について掲載</p>
協力事業者が実施すること	<p>○ZEH宿泊体験の実施</p> <p>（1）宿泊体験に必要となる以下の設備等の準備</p> <p>　ア 冷蔵庫、風呂、トイレが使用可能であること</p> <p>　イ リネン品など宿泊に必要な基本的な備品</p> <p>※ 個人使用のもの（衣類、化粧品等）は宿泊体験者が準備</p> <p>（2）宿泊体験に係る問合せ対応及び宿泊体験申込みの受付</p> <p>（3）宿泊体験に係る宿泊体験者との事前調整</p> <p>（4）宿泊体験者に対してZEHの概要及びメリット等の事前説明</p> <p>（5）宿泊体験時における宿泊体験者対応</p> <p>（6）宿泊体験者に対するアンケートの実施、回収</p> <p>※ 県が作成するアンケート用紙を使用してください</p> <p>※ 事業者独自に行う調査等を妨げるものではありません</p>

	<p>○実績報告・アンケートの提出</p> <p>宿泊体験の実績及び回収したアンケートについて、月ごとに取りまとめ、翌月の末日までに県が指定するアドレス宛にメールで報告すること。</p> <p>○費用負担</p> <p>宿泊体験を実施するために必要となる経費は、協力事業者が負担すること。宿泊体験者から宿泊に要する費用は、原則請求しないこと。</p> <p>○トラブル等の対応</p> <p>宿泊施設や備品を破損した場合や宿泊体験者の事故については、協力事業者と宿泊体験者の間で対処することとし、協力事業者はその体制を整えること。</p> <p>○個人情報の適正な管理</p> <p>協力事業者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報を適正に管理すること。</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業の実施に際しては、各種法令を遵守すること (2) 宿泊体験者から障がいによる配慮の申し出があった場合、合理的配慮に努めること (3) 県の事業広報用に、宿泊体験施設の情報及び写真を提供すること (4) 宿泊体験事業に関する情報発信にできる限り協力すること (5) 宿泊体験者への過度な営業活動を行わないこと
協定書	本事業を円滑に実施するため、県と協力事業者は「埼玉県ZEH宿泊体験事業」に係る連携協定を締結するものとする。

2 応募資格

応募できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等とします。

- (1) ZEH ビルダー／プランナー（フェーズ 2）であること
- (2) 県内に仕様を満たす宿泊体験施設を有していること
- (3) 次のアからエの要件をすべて満たす者であること
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - イ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けている者であること
 - ウ 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）（以下、「財務規則」といいます。）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
 - エ 次のいずれにも該当しない者
 - (ア) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 応募手続き

協力事業者への応募を希望する場合の応募手続等は、以下のとおりです。
本要領を確認の上、必要な書類を提出してください。

(1) 応募受付

ア 受付期間

隨時

イ 応募先

持参又は郵送 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課実行計画担当 宛

メールアドレス a3030-11@pref.saitama.lg.jp

ウ 応募する際の注意点

持参の場合 土日祝日、年末年始を除く開庁日の9時から17時までにお越しください

メールの場合 添付ファイルが10MB以下となるよう複数に分割してください。

※ ファックスでの応募は不可とします

※ 応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします

(2) 応募書類

下記の応募書類アからエを提出してください。提出された書類は本件に係る事業者の審査のみに使用し、他の目的には使用しませんが、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）に基づき開示する場合があります。

ア 以下の①から④の全て

① 【様式1】ZEH宿泊体験事業協力申込書

② 【様式2】宿泊体験施設情報表

③ 【様式3】宿泊者利用規約

※宿泊者利用規約は、任意の様式でも構いません

※提出いただいた宿泊者利用規約は、ホームページに掲載します

④【様式4】誓約書

- イ 宿泊体験施設の外皮性能が基準を満たすことを証明する書類
- ウ 該当する次のいずれかの書類
 - ・【申請者が法人である場合】法人の登記事項証明書の写し
 - ・【申請者が個人である場合】市町村又は特別区の長が発行した身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し
- エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合にあっては、許可証、認可証等の写し

（3）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

- （4）次のいずれかに該当した場合は、その者の応募は無効とします。
 - ア 応募資格を有しない場合
 - イ 応募書類に虚偽の記載を行った場合

4 宿泊体験施設の「登録内容変更・追加・廃止」

- （1）宿泊体験施設の登録内容変更又は追加を希望する際は、以下の書類を提出してください。
 - ・【様式5】変更申請書
 - ・【様式2】宿泊体験施設情報表
 - ・【様式3】宿泊者利用規約
 - ※宿泊者利用規約は、任意の様式でも構いません
 - ※提出いただいた宿泊者利用規約は、ホームページに掲載します
- （2）故障や売却等により、宿泊体験施設を廃止し、県による募集・案内の停止を希望する際は、以下の書類を可能な限り、速やかに提出してください。
 - ・【様式5】変更申請書
- （3）提出方法 前述の「3 応募手続き（1）応募受付」に同じ